



編	項目	特記事項	編	項目	特記事項	編	項目	特記事項	編	項目	特記事項
2	1. 電線保護物類 (1.2.6)~(1.2.9)	・ 形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。	2	14. 共通事項 (2.1.1)(2.1.10) (2.1.11)	・ 屋外でケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合は、被覆の伸縮対策を施す。 ・ 金属ダクトが防火区画等を貫通する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 金属ダクト、バスダクト又はケーブルラックが防火区画された配線室等の内部の床を貫通する部分で延焼防止処置を要する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。 管路的建築物外壁貫通部は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他( )	3	1. キュービクル式配電盤 (1.1.3) (1.1.4)	キュービクルの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。  ・ 制御回路等の配線は、次による。 1. 配線終端は、図面に特記がなければ無はんだ接続とし、配線端には、配線番号及び端子記号を記入した絶縁性のマークバンドを付ける。 2. 制御回路用の外部配線を接続する場合は、端子1台を設けるものとする。 また、外部との接続用の端子台は、壁1面につき5端子以上の余裕を持たせる。 積算計器は、(※ 検定付 ・ 無検定)とする。 ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。	5	(1.1.7.1) (1.1.7.2) (1.1.8)	燃料油は、( ・ 軽油( 号) ・ 重油( 号) )とする。 ・ 潤滑油ドレン用バルブを取付ける。 ・ 配管材料( )
電力設備工事	2. 照明器具 (1.4.1)(1.4.2)	・ 記号及び形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 1.5φを超えるダウンライト形器具の構造は、標準図第2編「電力設備工事」による。 照明用ポットには、(※ 配線用遮断器 ・ カットアウトスイッチ)を設ける。	電力設備工事	(2.1.12)	・ 横引き配管等の耐震支持は、標準図第2編「電力設備工事」による。 建築の構造体： ・ 免震構造 ・ 制震構造 ・ その他 ・ 建物引込部の耐震処置を行う配管及び建築物のエキスパンションジョイント部の配線は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 二重天井内の位置ボックスは、天井面(埋込み形器具の場合を除く。)に取付ける。	受変電設備工事	2. 高圧スイッチギア (1.2.2)(1.2.4)	スイッチギアの形は、( ・ CX形 ・ CW形 ・ PW形 )とする。 ・ 導電部の定格電流( A) ・ 導電部の定格短時間耐電流( kA)	発電設備	2. ガスエンジン発電装置 (1.2.5) (1.2.6.5) (1.2.7.1)	保安装置の外部用端子： ・ 設ける ・ 設けない ・ 適用項目( )  ・ 原動機の排気ガスに含まれる窒素酸化物の規制値( 以下) 燃料ガス(天然ガス系都市ガス)は、( ・ 1.3A ・ 1.2A )とする。
	3. 防災用照明器具 (1.5.1)	・ 形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。		(2.1.13)	・ 管の切口は、電線等の被覆を損傷しないように平滑にする。 ・ 二重筋の上筋と下筋部分及び管と金属管部分の交差は、踏みつけによる圧縮変形の影響をさけるため、上筋と下筋の重なり部分よりずらして交差配管する。 ・ コンクリート内に配管する場合は、コンクリートのかぶり厚を30mm以上とする。		3. 低圧スイッチギア (1.5.2)(1.5.4)	スイッチギアの形は、( ・ CX形 ・ CS形 ・ CW形 ・ F形 )とする。 ・ 導電部の定格電流( A) ・ 導電部の定格短時間耐電流( kA)		3. ガスタービン発電装置 (1.3.4.2)(1.3.4.5) (1.3.5)	・ 運転時間( 時間) ・ 排気ガスの排出規制値及び燃焼方式( ) 潤滑油系の配管に設ける冷却器は、(※ 空冷式 ・ 水冷式)とする。 保安装置の外部用端子： ・ 設けない ・ 適用項目( ) ・ 原動機の排気ガスに含まれる窒素酸化物の規制値( 以下) 燃料油は、( ・ 灯油( 号) ・ 軽油( 号) ・ 重油( 号) )とする。
	4. 分電盤 (1.7.1) (1.7.2) (1.7.3) (1.7.6)	種別は一形とし、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他( ) ・ ガタスペースの寸法は、標準図第2編「電力設備工事」による。 キュービクルの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 ・ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 特に飲食等を考慮すべき場所に使用されるものについては、図示による。 積算計器は、(※ 検定付 ・ 無検定)とする。 ・ 低圧用SPクラス1 (JIS C 5381-1「低圧サージ防護デバイス第11部：低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」に規定するクラス1試験によるもの)の性能：( ) ・ 電力計測装置は、次による。 1. 計測回路数： 回 2. 集中監視部：信号回線数( 回線)、信号種別( ) 3. 集中監視部の外部出力端子( ) 4. 変成器の定格電流： A 5. 表示器：※ 設ける ・ 設けない 住宅用分電盤に設ける、過電流警報装置の品質及び性能は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他( ) ・ ハンドル用の鍵は、総数の20%とし、最低3個とする。 ・ 補修塗料は、各色ごとに、100cc/缶とする。		(2.2.7)(2.3.7) (2.4.7)(2.10.2)	15. 合成樹脂管配線 (P管、O管) (2.3.3)		4. 高圧機器 (1.9.1) (1.9.3)	交流遮断器の操作方式は、( ・ 手動ばね操作方式 ・ 電気操作方式)とする。 電気操作方式の場合は、( ・ 電動ばね操作方式 ・ 電磁操作方式)とする。 高圧進相コンデンサの絶縁方式は、( ・ 油入 ・ 乾式)とする。 乾式の場合は、( ・ モールド ・ ガス入り)とする。 直列リアクトルは、( ・ モールド ・ モールド)とする。 ・ 直列リアクトルの最大許容電流( %) ・ 避雷器は、動作表示が肉眼点検できるものとあって、かつ、特性要素の取替えが容易にできるものとする。 ・ 高圧負荷開閉器を引込柱に設ける場合は、避雷器を内蔵する。		4. 太陽光発電装置 (1.7.1) (1.7.4)	系統連系： ・ あり ・ なし 自立運転： ・ あり ・ なし ・ 太陽光発電装置において最大出力50kW以上の設備及び自家用電気工作物との連系をすすめる場合は、電気主任技術者及び監督職員の立会いのもとに試験を実施する。 ・ 太陽電池アレイ公称出力( kW) パワーコンディショナは、次による。 交流出力電圧： ・ 100V ・ 200V 出力電気方式： ・ 三相3線式 ・ 単相3線式 ・ 単相2線式 遠方監視用端子： ・ 設ける ・ 設けない
	5. 耐熱形分電盤 (1.8.1)	・ 形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。		(2.10.4)	16. バスダクト配線 (2.9.2)		5. 振付け (2.1.1)	・ キュービクル式配電盤等の基礎は、標準図第3編「受変電設備工事」による。		5. 風力発電装置 (1.8.1) (1.8.2) (1.8.3)	風力発電装置の定格出力：※ 20kW未満 ・ 20kWを超える( ) 系統連系： ・ あり ・ なし ・ 風車のスケール、材質、形状等( ) 移転用の遠方監視用接続： ・ 設ける ・ 設けない
	6. 開閉器箱 (1.11.1)	・ 形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。		(2.10.4.5) (2.10.4.7)	17. ケーブル配線 (2.10.1)		6. 受変電設備用附属品 (1.9.4) (1.9.6) (1.9.8)	・ 附属品の施設単位及び収納 1. 附属品は、原則として電気室単位とする。 ただし、蓄電池用附属品については、設備箇所単位とする。 2. 附属品を収納する適当な大きさの収納箱を設置する。 ・ 盤類の附属品 点検灯(LED照明(100V、100W電球相当、カバー付き)、コード(プラグ付き)約5m)を1個納入する。 なお、低圧配電盤が併設される場合は、公仕仕(電気編)第2編1.7.7「予備品等」による。 ・ 自家用電気室用附属品 自家用電気室用附属品は、以下のものとし、1以外は図面に特記されたものを備える。 ただし、低圧回路のみの場合は、7から10までは、不要とする 1. 指示板(記載内容は、監督職員の指示による。) (1) 連絡先板( ・ ・ ・ ・ ・ 1枚(400×600mm) (概略寸法) (2) 操作説明板( ・ ・ ・ ・ ・ 1枚(1,200×800mm) (概略寸法) (3) 系統図板(電気系統及び冷却水、燃料配管系統) ・ ・ ・ 各1枚(1,200×800mm) (概略寸法) (4) 自家用電気室作業表示板( ・ ・ ・ 1枚(420×600mm) (概略寸法) 2. 消火器(電気火災及び油火災両用、標準とも) ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備で、建物に延焼のおそれがない場合は除く。 (1) 全出力500kW未満の変電及び発電設備 小型消火器(10形程度) ・ ・ ・ ・ ・ 2個以上 (2) 全出力500kW以上1,000kW未満の変電及び発電設備 大型消火器(10能力単位以上) ・ ・ ・ ・ ・ 2個以上 3. 低圧・高圧兼用検電器(音響、発光併用式) (低圧自家用の場合は、低圧用検電器) ・ ・ ・ 1個以上 4. 回路計(ケース、リード付き JIS C 1202「回路計」A級) ・ ・ ・ ・ 1個 5. クランプメータ(抵抗測定用アダプタ付き) ・ ・ ・ 1個 標準測定範囲…電流(交流)0~300A、電圧(交流)0~600V 6. 絶縁抵抗計(100MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式) ・ ・ ・ ・ 1個 7. 短絡接地器具(5m) ・ ・ ・ ・ ・ 一式 8. 断路器又は気中開閉器操作用フック棒( ・ ・ ・ ・ 2本 ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備において屋外用とする場合は、図面に特記する。 9. 絶縁抵抗計(2,000MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式) ・ ・ ・ ・ 1個 10. 絶縁ゴムマット(6kV用・すべり止め付き) ・ ・ ・ 一式		6. 換気装置 (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.5) (2.1.7.6)	・ 換気装置は、機内の燃焼用空気の補給、室温上昇の制御及び保守員の必要な空気量等を満足させるものとし、次による。 1. 給気口及び排気口は、チャンバ方式又はダクト方式のいずれかとする。 2. 給気口及び排気口は、室内若しくはパッケージ内の換気が有効に行える位置に設ける。 3. 換気方式は排気ファンを用いる強制換気方式とし、給気は自然給気を標準とする。 4. パッケージには、換気ファンを設ける。 5. 換気ファンは、点検が容易に行える構造とする。 6. ガスタービンの排気口は、危険のないように保護する。 また、給気・排気系統で運転中に異物により閉塞されないように考慮する。 7. 換気装置は、故障表示(表示及びベル)を行う。
	7. 制御盤 (1.12.1)(1.12.3) (1.12.6)	・ 形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 キュービクルの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 ・ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。		(2.12.3) (2.12.4)	18. 地中配線 (2.12.3) (2.12.4)		7. ディーゼル発電設備 (1.14.1)(1.14.3) (1.14.4) (1.14.7) (1.14.8)	・ 付属品の施設単位及び収納 1. 附属品は、原則として電気室単位とする。 ただし、蓄電池用附属品については、設備箇所単位とする。 2. 附属品を収納する適当な大きさの収納箱を設置する。 ・ 盤類の附属品 点検灯(LED照明(100V、100W電球相当、カバー付き)、コード(プラグ付き)約5m)を1個納入する。 なお、低圧配電盤が併設される場合は、公仕仕(電気編)第2編1.7.7「予備品等」による。 ・ 自家用電気室用附属品 自家用電気室用附属品は、以下のものとし、1以外は図面に特記されたものを備える。 ただし、低圧回路のみの場合は、7から10までは、不要とする 1. 指示板(記載内容は、監督職員の指示による。) (1) 連絡先板( ・ ・ ・ ・ ・ 1枚(400×600mm) (概略寸法) (2) 操作説明板( ・ ・ ・ ・ ・ 1枚(1,200×800mm) (概略寸法) (3) 系統図板(電気系統及び冷却水、燃料配管系統) ・ ・ ・ 各1枚(1,200×800mm) (概略寸法) (4) 自家用電気室作業表示板( ・ ・ ・ 1枚(420×600mm) (概略寸法) 2. 消火器(電気火災及び油火災両用、標準とも) ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備で、建物に延焼のおそれがない場合は除く。 (1) 全出力500kW未満の変電及び発電設備 小型消火器(10形程度) ・ ・ ・ ・ ・ 2個以上 (2) 全出力500kW以上1,000kW未満の変電及び発電設備 大型消火器(10能力単位以上) ・ ・ ・ ・ ・ 2個以上 3. 低圧・高圧兼用検電器(音響、発光併用式) (低圧自家用の場合は、低圧用検電器) ・ ・ ・ 1個以上 4. 回路計(ケース、リード付き JIS C 1202「回路計」A級) ・ ・ ・ ・ 1個 5. クランプメータ(抵抗測定用アダプタ付き) ・ ・ ・ 1個 標準測定範囲…電流(交流)0~300A、電圧(交流)0~600V 6. 絶縁抵抗計(100MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式) ・ ・ ・ ・ 1個 7. 短絡接地器具(5m) ・ ・ ・ ・ ・ 一式 8. 断路器又は気中開閉器操作用フック棒( ・ ・ ・ ・ 2本 ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備において屋外用とする場合は、図面に特記する。 9. 絶縁抵抗計(2,000MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式) ・ ・ ・ ・ 1個 10. 絶縁ゴムマット(6kV用・すべり止め付き) ・ ・ ・ 一式		7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の振付け (2.1.6) (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.5) (2.1.7.6)	・ 主燃料槽の振付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の振付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他( )
	8. 電気自動車用充電装置 (1.14.1)(1.14.3) (1.14.4) (1.14.7) (1.14.8)	※ 電気自動車用急速充電装置 ・ 電気自動車用普通充電装置 電気自動車用普通充電装置の定格電圧： V キュービクルの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 電力変換装置の定格直流電圧： V ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。 移転用の遠方監視用接続： ・ 設ける ・ 設けない		(2.12.5)	19. 接地 (2.13.14)		8. 施工の立会い及び試験 (2.7.1) (2.7.6)	・ キュービクル式配電盤等の基礎は、標準図第3編「受変電設備工事」による。		8. 施工の立会い及び試験 (2.7.1) (2.7.6)	・ 現地総合試験は、電気主任技術者及び監督職員の立会いを受ける。
	9. 雷保護装置 (1.16.2) (1.16.3) (1.16.4)	突針の支持管は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他( ) 試験用接続端子箱の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他( ) 引下げ導線及び避雷導線の構造体への接続金物は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他( )		(2.12.5)	20. 電灯設備 (2.14.1) (2.14.3)		9. 風力発電設備用附属品等 (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.5) (2.1.7.6)	・ 附属品の施設単位及び収納 1. 附属品は、原則として電気室単位とする。 ただし、蓄電池用附属品については、設備箇所単位とする。 2. 附属品を収納する適当な大きさの収納箱を設置する。 ・ 盤類の附属品 点検灯(LED照明(100V、100W電球相当、カバー付き)、コード(プラグ付き)約5m)を1個納入する。 なお、低圧配電盤が併設される場合は、公仕仕(電気編)第2編1.7.7「予備品等」による。 ・ 自家用電気室用附属品 自家用電気室用附属品は、以下のものとし、1以外は図面に特記されたものを備える。 ただし、低圧回路のみの場合は、7から10までは、不要とする 1. 指示板(記載内容は、監督職員の指示による。) (1) 連絡先板( ・ ・ ・ ・ ・ 1枚(400×600mm) (概略寸法) (2) 操作説明板( ・ ・ ・ ・ ・ 1枚(1,200×800mm) (概略寸法) (3) 系統図板(電気系統及び冷却水、燃料配管系統) ・ ・ ・ 各1枚(1,200×800mm) (概略寸法) (4) 自家用電気室作業表示板( ・ ・ ・ 1枚(420×600mm) (概略寸法) 2. 消火器(電気火災及び油火災両用、標準とも) ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備で、建物に延焼のおそれがない場合は除く。 (1) 全出力500kW未満の変電及び発電設備 小型消火器(10形程度) ・ ・ ・ ・ ・ 2個以上 (2) 全出力500kW以上1,000kW未満の変電及び発電設備 大型消火器(10能力単位以上) ・ ・ ・ ・ ・ 2個以上 3. 低圧・高圧兼用検電器(音響、発光併用式) (低圧自家用の場合は、低圧用検電器) ・ ・ ・ 1個以上 4. 回路計(ケース、リード付き JIS C 1202「回路計」A級) ・ ・ ・ ・ 1個 5. クランプメータ(抵抗測定用アダプタ付き) ・ ・ ・ 1個 標準測定範囲…電流(交流)0~300A、電圧(交流)0~600V 6. 絶縁抵抗計(100MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式) ・ ・ ・ ・ 1個 7. 短絡接地器具(5m) ・ ・ ・ ・ ・ 一式 8. 断路器又は気中開閉器操作用フック棒( ・ ・ ・ ・ 2本 ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備において屋外用とする場合は、図面に特記する。 9. 絶縁抵抗計(2,000MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式) ・ ・ ・ ・ 1個 10. 絶縁ゴムマット(6kV用・すべり止め付き) ・ ・ ・ 一式		・ 横引き配管等の耐震支持は、標準図第4編「発電設備工事」による。 建築の構造体： ・ 免震構造 ・ 制震構造 ・ その他 ・ 配管には、流体の種類及び方向を明示するものとし、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料系統配管において、地中埋設配管の分岐及び曲り部には、次による埋設標を設置する。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他( )	
	10. 接地 (1.17.1)(1.17.2) (1.17.3) (1.17.4)	・ 接地端子箱の形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 接続鋼板の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他( ) ・ 接地棒の形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 接地極埋設標の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他( )		(2.14.1) (2.14.3)	21. 動力設備 (2.15.1)		電力系統設備工事	1. 直流電源装置 (2.1.7) (2.2.1)(2.2.7)		9. 風力発電設備用附属品等 (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.5) (2.1.7.6)	・ 発電設備用附属品 発電設備用附属品は、以下のものとし、1以外は図面に特記されたものを備える。 ただし、低圧回路のみの場合は、7から10までは、不要とする。 また、発電設備が受変電設備と併設される場合は、1(2)の操作説明板(1枚)、1(3)の系統図板(冷却水及び燃料配管系統(1枚))及び2の消火器のみでよい。 1. 指示板(記載内容は、監督職員の指示による。) (1) 連絡先板( ・ ・ ・ ・ ・ 1枚(400×600mm) (概略寸法) (2) 操作説明板( ・ ・ ・ ・ ・ 1枚(1,200×800mm) (概略寸法) (3) 系統図板(電気系統及び冷却水、燃料配管系統) ・ ・ ・ 各1枚(1,200×800mm) (概略寸法) (4) 自家用電気室作業表示板( ・ ・ ・ 1枚(420×600mm) (概略寸法) 2. 消火器(電気火災及び油火災両用、標準とも) ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備で、建物に延焼のおそれがない場合は除く。 (1) 全出力500kW未満の変電及び発電設備 小型消火器(10形程度) ・ ・ ・ ・ ・ 2個以上 (2) 全出力500kW以上1,000kW未満の変電及び発電設備 大型消火器(10能力単位以上) ・ ・ ・ ・ ・ 2個以上 3. 低圧・高圧兼用検電器(音響、発光併用式) (低圧自家用の場合は、低圧用検電器) ・ ・ ・ 1個以上 4. 回路計(ケース、リード付き JIS C 1202「回路計」A級) ・ ・ ・ ・ 1個 5. クランプメータ(抵抗測定用アダプタ付き) ・ ・ ・ 1個 標準測定範囲…電流(交流)0~300A、電圧(交流)0~600V 6. 絶縁抵抗計(100MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式) ・ ・ ・ ・ 1個 7. 短絡接地器具(5m) ・ ・ ・ ・ ・ 一式 8. 断路器又は気中開閉器操作用フック棒( ・ ・ ・ ・ 2本 ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備において屋外用とする場合は、図面に特記する。 9. 絶縁抵抗計(2,000MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式) ・ ・ ・ ・ 1個 10. 絶縁ゴムマット(6kV用・すべり止め付き) ・ ・ ・ 一式
	11. 外線材料 (1.18.6)	マンホール、ハンドホール及び鉄ふたの形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他( ) ブロックマンホール及びブロックハンドホールの荷重、土圧等の構造条件は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他( ) 埋設標は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他( )		(2.14.1) (2.14.3)	22. 雷保護設備 (2.17.2)		5 発電設備	1. 直流電源装置 (2.1.7) (2.2.1)(2.2.7)		9. 風力発電設備用附属品等 (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.5) (2.1.7.6)	・ 燃料小出槽の構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 給油ボックスは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他( ) 給油ボックスの構成材は、( ・ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 ・ 原動機の排気ガスに含まれる窒素酸化物の規制値( 以下) ・ 清音器は、次による。 1. 清音器は断熱材等で保護し、かつ、躯体と十分な離隔距離を確保して設置する。 2. 清音器と建物とを貫通する排気管は、耐熱性の伸縮継手で接続する。
	12. 換気扇等 (1.17.3) (1.17.4)	・ 換気扇等は、次による。 1. 換気扇及びウェザーカーの形状、性能等は、図示による。 2. 雨水の浸入のおそれのある場所に取付ける換気扇は、風圧シャッター等雨水が舞い込まないように処置を施す。 3. エレベーター機械室、電気室等で換気扇本体に容易に人が触れるおそれがある場合は、防護カバー等で保護すること。		(2.15.1)	23. 施工の立会い及び試験 (2.18.2)		5 発電設備	1. 直流電源装置 (2.1.7) (2.2.1)(2.2.7)		9. 風力発電設備用附属品等 (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.5) (2.1.7.6)	・ 燃料小出槽の構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 給油ボックスは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他( ) 給油ボックスの構成材は、( ・ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 ・ 原動機の排気ガスに含まれる窒素酸化物の規制値( 以下) ・ 清音器は、次による。 1. 清音器は断熱材等で保護し、かつ、躯体と十分な離隔距離を確保して設置する。 2. 清音器と建物とを貫通する排気管は、耐熱性の伸縮継手で接続する。
	13. 機材の試験 (1.19.1)	住宅用分電盤に設ける、過電流警報装置の試験は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他( )		(2.17.3) (2.17.4)	23. 施工の立会い及び試験 (2.18.2)		5 発電設備	1. 直流電源装置 (2.1.7) (2.2.1)(2.2.7)		9. 風力発電設備用附属品等 (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.5) (2.1.7.6)	・ 燃料小出槽の構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 給油ボックスは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他( ) 給油ボックスの構成材は、( ・ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 ・ 原動機の排気ガスに含まれる窒素酸化物の規制値( 以下) ・ 清音器は、次による。 1. 清音器は断熱材等で保護し、かつ、躯体と十分な離隔距離を確保して設置する。 2. 清音器と建物とを貫通する排気管は、耐熱性の伸縮継手で接続する。

編 号	項 目	特 記 事 項
6	1. 配線器具 (1.3.2) (1.3.3)	・ 光ファイバの接続に使用するコネクタ ( ) ・ 同軸ケーブルの接続に使用するコネクタ ( )
通 信 情 報 設 備 工 事	2. 端子盤・機器取納ラック等 (1.4.2) (1.4.4) (1.4.5)	端子盤及び集合保安器の形式等は、次による。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 ( ) 屋内用キャビネットの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 端子板は、次による。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 通信用SPDカテゴリD1の性能 ( )
3.	構内情報通信網装置 (1.5.1)～(1.5.9)	・ 主要機器の種類、性能、定格、数量等は、図示による。
4.	情報表示装置 (1.7.4.1)(1.7.4.2) (1.7.4.6)	・ 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 観時計の時刻補正方式：・ GPS方式 ・ 標準電波方式 観時計の時刻同期装置：・ 設ける ・ 設けない ・ 太陽電池式ボール形屋外時計は、次による。 内照式時計の点灯時間及び不日照時の点灯保証日数 ( ) 時刻補正方式：・ GPS方式 ・ 標準電波方式
5.	拡声装置 (1.9.1)(1.9.4)	・ 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 FMアンテナの品質及び性能は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )
6.	誘導支援装置 (1.10.1) (1.10.4) (1.10.7) (1.10.11) (1.10.13) (緊急通報装置)	形式等は、次による。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 ( ) テレビインターホン (観機) で撮像範囲を調整する機能：・ あり ・ なし テレビインターホン (子機) で撮像範囲を調整する機能：・ あり ・ なし トイレ等呼出装置の通話機能：・ 設ける ・ 設けない 住宅情報装置の品質及び性能は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) 電気制御式宅配ボックス装置の品質及び性能は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) 緊急通報装置は、高齢者が安心して生活が送れるように側面からサポートし、入居者のプライバシーを損うことなく、暮らしや住まい、健康等を間接的又は自動的に管理を行う設備とし、構成機器は、図示による。
7.	テレビ共同受信装置 (1.11.1)(1.11.2)	・ 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 テレビ機器の品質及び性能は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )
8.	テレビ電波障害防止装置 (1.12.1)(1.12.3)	・ 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 屋外に設置する機器収容箱は、 (・ 合成樹脂製 ・ アルミダイキャスト製 ・ 鋼鉄製 ・ 鋼板製)とする。
9.	監視カメラ装置 (1.13.1)～(1.13.5)	・ 主要機器の種類、性能、定格、数量等は、図示による。 ・ 機器取納ラックは、次による。 1. 前面扉は、かぎ付きとする。 2. 側面パネルは、容易に開放できない構造とする。
10.	駐車場管制装置 (1.14.1)(1.14.2) (1.14.5)	・ 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 ・ 制御部の機能 ( ) 発行券：・ 磁気式 ・ ICカード式 ・ その他 ・ 発券方式 ( )
11.	自動火災報知装置 (1.16.4) (1.16.7)	・ 表示装置 ( ) ・ スポット型感知器は、特記がなければ露出形とする。
12.	非常警報装置 (1.18.1)	非常放送装置で緊急地震放送を行う機能：・ あり ・ なし
13.	機材の試験 (1.21.1)	端子盤の性能試験は、次による。 ※ 公仕仕 (電気編) 第6編表1.2.1.1「端子盤の試験」 ・ その他 ( ) FMアンテナの試験は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) 住宅情報装置の試験は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) 電気制御式宅配ボックス装置の試験は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) テレビ機器の試験は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )
14.	地中配線 (2.11.3)	地中配線の保護シート等 (※ 設ける ・ 設けない)

編 号	項 目	特 記 事 項												
6	15. 接地の施工 (2.12.2)	・ 接地を施す機器は、次表による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>接地を施す機器</th> <th>接地抵抗値 [Ω]</th> <th>接地線の太さ [mm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主端子盤及び保安装置を有する端子盤</td> <td>100 以下</td> <td>1.6 以上</td> </tr> <tr> <td>ヘッドエンド、増幅器、電源供給器、保安器、メッセージワイヤ</td> <td>100 以下</td> <td>1.6 以上</td> </tr> <tr> <td>拡声用増幅器</td> <td>100 以下</td> <td>1.6 以上</td> </tr> </tbody> </table>	接地を施す機器	接地抵抗値 [Ω]	接地線の太さ [mm]	主端子盤及び保安装置を有する端子盤	100 以下	1.6 以上	ヘッドエンド、増幅器、電源供給器、保安器、メッセージワイヤ	100 以下	1.6 以上	拡声用増幅器	100 以下	1.6 以上
接地を施す機器	接地抵抗値 [Ω]	接地線の太さ [mm]												
主端子盤及び保安装置を有する端子盤	100 以下	1.6 以上												
ヘッドエンド、増幅器、電源供給器、保安器、メッセージワイヤ	100 以下	1.6 以上												
拡声用増幅器	100 以下	1.6 以上												
通 信 情 報 設 備 工 事	16. 構内交換設備 (2.14.2)	・ 接地線は、強電の接地と共用してはならない。 ただし、建物内に設ける増幅器等の機器接地は、この限りではない。 ・ 主端子盤及び保安装置を収容する端子盤には、1.6m以上の絶縁電線 (鉄骨又は鉄筋に接続する場合は裸線) を用いて接地設備 (100Ω以下) を施す。 ただし、建物の接地抵抗値が上表以下の場合は、交換機室用及び本配線盤用を除き、建物の鉄筋等に接続すればよい。この場合、配管等を通じて接続されていても差し支えない。												
17.	誘導支援設備 (2.18.2)	・ 電気制御式宅配ボックス装置の据付けは、図示による。												
18.	テレビ共同受信設備 (2.19.2) (2.19.3)	アンテナマストの取付けは、次による。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 受信調査を行うチャンネル ( )												
19.	テレビ電波障害防止装置 (2.20.2)	・ 事前調査を行う箇所数 ( ) ・ 事前調査を行うチャンネル ( )												
20.	駐車場管制設備 (2.22.2)	・ 検知器の間隔及び取付け高さは、図示による。												
21.	施工の立会い及び試験 (2.28.2)	・ 構内情報通信網設備の試験数量は、図示による。												
7	1. 共通事項 (1.1.1)	・ 信号の入出力条件は、標準図第6編「中央監視制御設備工事」による。												
中 央 監 視 制 御 設 備 工 事	2. 警報盤 (1.2.1)	・ 信号の伝送方式 ( )												
3.	簡易形監視制御装置 (1.3.1)(1.3.2) (1.3.4)	・ 簡易形監視制御装置の機能は、図示による。 ・ 監視操作装置の機器構成は、図示による。 ・ 帳票用印字装置 ( )												
4.	監視制御装置 (1.4.1)(1.4.2) (1.4.4)	・ 監視制御装置の機能は、図示による。 ・ 監視操作装置の機器構成は、図示による。 ・ キャビネット ( ) ・ 帳票用印字装置 ( )												

工 事 項 目	建築	電気	機械	昇降	外構	備 考
躯体への貫通孔						
貫通孔の材料	○	○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事
貫通孔の重出し	○	○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事
貫通孔の取付け	○	○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事
貫通孔の補強	○					
屋上						
機器及び水槽類の基礎	○					
屋上基礎のアンカーボルト設置		○	○			
屋上基礎の防水	○					
昇降機						
昇降機の躯体	○					
機械室の躯体	○					
機械室の床開口	○					
機械室天井フック	○					
ガイドレール下地	○					
ピット防水	○					
押しボタン、インジケーター	○					
三方枠、幕板取付け				○		
三方枠埋り埋戻し				○		
機械室換気設備			○			
制御盤から外部インターホンまでの配管、配線				○		
点検用コンセント		○				
その他						
インサート	○	○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事
A L C板の壁開口及び補強	○					
押出成形セメント板の壁開口及び補強	○					
堅積、ドレン	○					
堅積から第一樹までの接続	○					
第一樹以降の排水設備					○	
ハンドホール等の化粧蓋		○	○			
消火器			○			
消火器ボックス	○					
テレビアンテナ		○				
避雷針		○				
浄化槽			○			
受水槽			○			
ゴミ置き場					○	
自転車置場					○	
軽量天井・壁下地及び木天井・壁下地						
屋出し	○	○	○			各工事に必要な貫通孔は各々の工事
開口補強	○					
手すり下地補強	○					
吊り戸下地補強	○					
洗面化粧台下地補強	○					
天井・壁せつこうボード						
ボード切込み	○	○	○			各工事に必要な貫通孔は各々の工事
台所廻り						
キッチンユニット (流し台、ガス台、吊り戸)	○					
レンジフード			○			
棚下灯		○				
洗面所・浴室廻り						
洗面化粧台			○			
洗濯パン			○			
浴室ユニット			○			
浴室ユニット内照明器具	○					
浴室ユニット内水栓	○					
バスタオル掛け	○					
便所廻り						
衛生陶器			○			
補助手すり	○					
タオル掛け	○					
紙巻き器			○			
その他						
床・壁・天井点検口	○					
クーラースリーブ及びキャップ	○					
室外機用吊りボルト	○					
床暖房			○			

名 称	測 点	取付け高[mm]
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000
引込開閉器	床～中心	1,800～2,200
分電盤、制御盤	床～中心	1,500 (上端1,900以下)
スイッチ	床～中心	1,300
スイッチ (多機能トイレ)	床～中心	1,100
コンセント (一般)	床～中心	300
コンセント (和室)	床～中心	150
コンセント (台上)	台上～中心	150～200
コンセント (車椅子用)	床～中心	900
ブラケット (一般)	床～中心	2,100～2,300
ブラケット (踊場)	床～中心	2,000～2,500
ブラケット (鏡上)	鏡上端～中心	150
壁掛形制御盤	床～中心	1,500 (上端2,000以下)
閉閉器箱	床～中心	1,500
制御用スイッチ	床～中心	1,300
端子盤 (EPS、電気室)	床～中心	1,500
端子盤 (一般室内)	床～下端	300
集合保安器箱	天井下～上端	200
壁掛形観時計	床～中心	1,500 (上端2,000以下)
子時計	床～中心	(天井高) x 0.9
壁掛形スピーカ	床～中心	(天井高) x 0.9
壁付アツテネータ	床～中心	1,300
外部受付用インターホン機	床～中心	「標準図」による。
壁付インターホン (一般)	床～中心	1,300
壁付押しボタン (多機能トイレ)	床～中心	900
機器収容箱	天井下～上端	200
テレビ端子、直列ユニット (一般)	床～中心	300
テレビ端子、直列ユニット (和室)	床～中心	150
受信機、副受信機	床～操作部	800～1,500
機器収容箱	床～中心	800～1,500
発信機	床～中心	800～1,500
警報ベル	床～中心	2,300
表示灯	床～中心	2,100
液化石油ガス用検知器	床～上端	300

【備考】天井高3,000mm以上の場合及び上記取付け高さでは機器の使用に支障がある場合は、監督職員と協議する。

接地の種類	記 号	接地抵抗値	接 地 極
○ 雷保護設備用接地	ELA	Ω以下	EP×2
○ 雷保護設備用接地	ELA	Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は B=40, L=1,200) × 3連一 組
○ 共用接地	EA・EB・EC・ED	Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は B=40, L=1,200) × 3連一 組
○ 共用接地	EA・EC・ED	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は B=40, L=1,200) × 3連一 組
○ A種	EA	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は B=40, L=1,200) × 3連一 組
○ B種	EB	Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は B=40, L=1,200) × 3連一 組
○ C種	EC	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は B=40, L=1,200) × 3連一 組
○ D種	ED	100Ω以下	EB (D=10, L=1,000 又は B=30, L=900) × 1
○ D種	ED	Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は B=40, L=1,200) × 3連一 組
○ 低圧避雷器用	ELL	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は B=40, L=1,200) × 3連一 組
○ 高圧避雷器用	ELH	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は B=40, L=1,200) × 3連一 組
○ 交換装置用	Et	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は B=40, L=1,200) × 3連一 組
○ 通信用 (10Ω)	EAT	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は B=40, L=1,200) × 3連一 組
○ 通信用 (100Ω)	Eda	100Ω以下	EB (D=10, L=1,000 又は B=30, L=900) × 1
○ 電話引込口の保安器	EDt	100Ω以下	EB (D=10, L=1,000 又は B=30, L=900) × 1
○ 測定用	EO	Ω以下	EB (D=10, L=1,500 又は B=30, L=1,200) × 1